

[遺族] 道下 亜美 氏（平成 29 年（当時 14 歳）、父を交通事故で失う）

[要旨]

○当時の状況

家族構成は、公務員の父（51 歳）、主婦の母（49 歳）、大学生の長兄（20 歳）、高校生の次兄（17 歳）、そして中学 3 年生の私（14 歳）でした。母は元看護師でしたが、育児のために主婦となったため、収入は父の給金のみでした。

事故現場となった国道の辻は、見通しも大変良好、道路の舗装も問題なくきれいな状態でした。しかし、父がバイクで青信号を直進していたところ、同じく青信号で交差点に進入してきた軽トラックの対向車が直近右折をかけ、衝突の事故が起きてしまいました。

父はすぐ病院に搬送されましたが、事故発生から約 7 時間後に亡くなりました。

○事故後に体験したこと—心境の変化

父が他界した直後は、悲しみや怒りよりも先に、「疲れた」という感情が勝っていました。病院で冷たい父の体を触りながら、「父の死という事実から離れて、ゆっくり休みたい」とひたすらに願っていました。

しかし時が経つにつれ、パンフレット『交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために』（平成 24 年 3 月発刊）の 1 頁②にあるように、将来に対する「漠然とした不安」が湧いてきました。母は元看護師ですが、49 歳では安定した職に就くことができず、私達きょうだいも働けるほど成熟していませんでした。また兄と私は、持病で定期的に通院する必要があり、収入が少ない一方で、支出が多いことに経済的な不安を感じていました。

その後、交通遺児育英会の支援を受け始めると同時に、不安感の上に同頁⑤のように、「自分だけ楽しんではいけないと抑える気持ち」になりました。私は交通遺児育英会の支援で、アメリカ留学や経済的支援を受けることができましたが、それは、父が交通事故で死んだからだと思うと、やりきれない気持ちになりました。

○事故後に体験したこと—死後の対応

私達は父が亡くなった数日後に、父の職場へ遺品を受け取りに行きました。しかし職場では、「ああ、自由に取って行ってくださいよ」と適当に案内され、父の遺品は廊下に乱雑に置いてありました。実は私の父は、月に 110 時間を超えるほどの過労で心身を壊したことがありました。文字通り、身も心も砕いて公務員として職場にも社会にも貢献したにも関わらず、最後はゴミのように扱われた遺品を見て、私は、社会はこうして人を使い潰すのだなと思い、社会に対して不信感と絶望感を抱きました。

一方、学校では良い対応がありました。葬儀に参列なさった先生方が校長、教頭、担任、教務主任の先生のみで、父の死を知っていたり言及したりする人は、その先生方のみでした。

これは、父の死から離れたい私にとって、とても安心できる環境となりました。

しかしその反面、交通遺児育英会等の支援について、学校からの紹介は一切なく、私達が自力で支援団体を探さなければなりません。また、交通遺児育英会の奨学金の申し込み用紙を提出しようとした際には、先生や事務をたらい回しにされ、やっと見つけた奨学金担当の先生には「なんで今さらこんなものを持ってきたんだ」と叱られたことがあり、とても傷付くと同時に、学校内で事故について知る人が少ないがゆえの連携不備が見られました。

○事故後に体験したこと―死後発覚した事実

私達遺族は、2つの裁判を並行していました。父の交通事故の裁判と、父が運ばれた病院の医療過誤についての民事裁判です。私達は両方の裁判を面識のある弁護士ひとりに任せていました。しかし裁判の中で、私達が弁護士を信用できなくなる事実が発覚しました。

1つ目は、大きな損です。交通事故で遺族になった場合、遺族年金は留置もしくは支給停止されます。停止される方法は2通りあり、各家庭や裁判の状況により選択が分かれるのですが、その弁護士は私達への説明や相談なく方法を選択し、その結果、私達は最もお金のかかる学生の時期に遺族年金を停止され、約200万円もの不利益な調整を受けました。

2つ目に、病院の不適切な医療処置への裁判の時です。父が搬送された病院は、最初からこの設備では処置ができないことや、より高度な設備のある病院へ移送する必要があると分かっていたはずなのですが、主治医もつけず、約5時間も病院にとどめていました。さらに誰がどう処置をしたか、何の薬品を投与したか等が書いてあるはずの看護観察記録には、何も書いてありませんでした。母は元看護師で、大学で看護学を教えた経歴もあります。当然私達は、これ以上、父と同じ患者が出てはならないと思い、病院を追及するべく裁判を起しましたが、弁護士は、主治医ではなく現場にいた研修医を証人に呼び出し尋問しました。研修医は、私は知らないと言うばかりで、全く私達が欲しい情報は得られませんでした。

この2つの事実から、私達は裁判を任せた弁護士に不信感を抱くようになりました。その後、新たな弁護士に裁判を引き継いでいただき裁判をやり直しましたが、裁判官は裁判中だるそうに頬杖をついて眠そうにしており、結局おりた判決は一審も二審も病院の言い分を完全に受け入れたもので、全く納得ができませんでした。病院や裁判所によると、元々重傷だったので病院側が何もできなくても仕方ないそうです。私は甘い追及しか行えなかった最初の弁護士に加え、たとえ重傷だったとしても手を尽くさない病院と、その病院を正しいとする裁判所に絶望し、やがて人間や社会に対する不信感や絶望感を抱くようになりました。

○事故後に体験したこと―環境の変化

パンフレット10頁④にある「家族の関係が密接になる」という良いこともありました。祖父母をよく気に掛けていた父の役割を代行するように、兄が祖父母の家を手伝いを始め、母も時々祖父母の家へ行って交流するようになりました。

しかし私は先の経験から、1頁⑥「社会や様々なものに対する怒り」と⑧「誰も信じられないという気持ち」を持つようになっていました。今も同級生さえ信じられず、事故前の友達しか信用できません。またそのような生活を続けたためか、過敏性腸症候群という心身症にも罹りました。この病気は、不安や緊張などのストレス下で突発的に便秘や下痢や腹痛などを起こすものです。私はこの病気のため、今も通学や外出さえ普通にはできません。自分の体も自分で思い通りできず、今は自分も含めて、ほとんどの人が信じられません。それでも、父に関わる裁判や事実を知らないよりは、ずっと良かったと思っています。

○経済的支援への感謝

今でも、社会に対する憎しみや不信感から離れられない私ですが、社会の善意で成り立つ支援のおかげで学生生活を送ることができています。

交通遺児育英会では、育英会の運営する学生寮「心塾」にとっても助けられています。家賃・光熱費・水道代込みの低額寮費で過ごすことができる上、遺児のみで事故のことや家庭のことを話し合える遺児としての居場所になっています。さらに、学生自身が運営する様々な催しが通年であり、自立を促す場所にもなります。今では、借りる奨学金に加え毎月の給付金があり、私はアルバイトもできない体調のため、この給付金を食費や通院、薬代に充てることができてとてもうれしく思っています。

日本学生支援機構からは、給付型の奨学金をいただいております。この奨学金のおかげで、授業料・定期代を含めて事実上の全額免除となり、とても助かります。「定期代を含めて」というのが、私にとっては特に助かる点です。もしもこの給付金がなければ、私は育英会でいただいている給付金を通学定期券に使わなくてはならなくなり、生活費に回すことができなかつたと思います。定期代を含めた支援は、そういった点でとても重要です。

○遺児同士だけで交流できる場所が重要

「心塾」に起居する塾生の多くは、交通遺児や被害者として扱われることを非常に嫌がります。「私はもう十分に生きられるから、いい加減事故から離れて未来を見させてくれ」という話はよく聞きます。しかし事故を軽く扱いたい訳ではなく、被害者として扱われたくないというジレンマを抱えています。また、自分が遺児や片親家庭だと明かした時、相手が申し訳なく感じるかもしれないと考えています。

パンフレット 22 頁 4 番目に「ピアカウンセリング（同じ経験をした仲間同士によるカウンセリング）が有効」とあるように、遺児同士だけで話ができることで、孤独感がとても和らぐのです。この点でも、遺児同士だけで交流できる場所が重要です。

○必要だと思う支援

最後に、私の経験を踏まえて、必要だと思う支援を御提案させていただきます。

まずは、裁判に関する遺族の体験や注意点をまとめたパンフレットやハンドブックの配布を御提案します。

遺族は急に大切な家族を失った混乱や不安の中、多くが十分な知識を持たずに裁判に臨みます。私達は、交通事故と医療過誤の裁判手続きを、混乱の中、並行して行うことになりました。また、裁判や遺族年金の手続きは家庭の状況により変わります。そのため、遺族年金と損害賠償との相殺方法の違いや、交通死亡事故に関する様々な裁判や手続きについての分かりやすい解説、被害者家族の失敗談や応援が載ったような、裁判に特化させたパンフレットがあれば、孤独感の緩和や、私達が遭ったような弁護士の説明不足による不利益の早期発見につながると考えます。

これについての問題点は、早く事故から離れたいと思っている遺族から体験談の提供があるか、その冊子を作る費用があるかということです。

その他には、医療費の支援です。

私が進路を決める際、既に過敏性腸症候群を発症していたので、アルバイトもできない中で十分な生活ができるかとても不安で、進学を迷った時期がありました。医療費に特化した支援があれば、事故の環境の変化などの影響で通院を必要とする子供が、進学しやすくなると思われます。

これについての問題点は、事故との因果関係の証明が非常に困難であり、多額の資金が必要になるということです。